原子力防災の取り組みと国の支援体制について

平成２９年２月

内閣府（原子力防災担当）

１．内閣府（原子力防災）について

２．原子力災害時における国・自治体の体制

３．地域防災計画の充実に向けた取り組み

４．地域防災力向上に向けた更なる取り組み

１．内閣府（原子力防災）について

２．原子力災害時における国・自治体の体制

３．地域防災計画の充実に向けた取り組み

４．地域防災力向上に向けた更なる取り組み

1－1　内閣府(原子力防災)の体制

u 内閣府（原子力防災）の組織は、平成２６年１０月１４日に発足

内閣府 特命担当大臣（原子力防災）

内閣府　副大臣（原子力防災）

内閣府　大臣政務官（原子力防災）

内閣府 政策統括官
（原子力防災担当）

政策統括官(原子力防災担当)

大臣官房審議官

参事官(総括担当)

参事官(地域防災・訓練担当)

参事官(総合調整担当)

職員：約 60人

1－2　内閣府（原子力防災）の業務

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

１．地域防災計画の充実に向けた対応

u 自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

→ 原子力発電所がある１３地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、 国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定･充実強化の取組を実施中。

協議会の構成員等： 関係府省庁（指定職級）、佐賀県･長崎県･福岡県（各副知事）、関係８市町（市町長）、九州電力

→ さらに、現地での支援を行うために、玄海地域には7名の内閣府職員を派遣

２．関係道府県への財政的支援

u 放射線防護対策等に関する財政的支援

→ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（内閣府予算）

自治体が行う防災活動に必要な資機材（放射線測定器、防護服等）の整備 等

→ 原子力災害対策施設整備費補助金（内閣府予算）

即時避難が困難な病院等の要配慮者や住民等が屋内退避するための施設等の放射線防護対策事業 等

３．原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練への支援、防災業務関係者への研修

u 原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施。

→ ２７年度は伊方発電所（愛媛県）、Ｈ２８年度は泊発電所（北海道）を対象に実施。

u 自治体が行う原子力防災訓練を支援

u 自治体職員、民間事業者等の防災業務関係者への研修を実施

1－3 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

＜国＞

中央防災会議

防災基本計画

国、自治体、電力事業者等がそれぞれ実施すべき事項を規定

原子力規制委員会

原子力災害対策指針

原子力災害対策に関する専門的・技術的事項を規定

＜県・市町村＞
県防災会議・市町村防災会議

地域防災計画・避難計画

原子力災害対策指針、防災基本計画に基づき、地域の実情に精通した関係自治体が作成

地域原子力防災協議会

- 原発が立地する13の地域ごとに、内閣府が設置
- 内閣府、規制庁を始めとした国の全ての関係省庁と、計画を策定する関係自治体等が参加
- 各自治体の避難計画を含む**当該地域の「緊急時対応」**を取りまとめ、**原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認**

報告・了承

原子力防災会議

- 全閣僚と原子力規制委員長等で構成（議長：総理）
- 地域の避難計画を含む**「緊急時対応」**が原子力災害対策指針等に照らして**具体的かつ合理的**となっていることについて、**国として了承**

支援

支援

事務局

内閣府（原子力防災担当）

国による自治体支援の実施
防護設備、資機材等への財政的支援

＜国による自治体支援の具体的内容＞

- **計画策定当初から政府がきめ細かく関与**し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、**地域が抱える課題をともに解決**するなど、**国が前面に立って自治体をしっかりと支援**
- 緊急時に必要となる資機材等については、**国の交付金等により支援**
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、**訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化**

１．内閣府（原子力防災）について

２．原子力災害時における国・自治体の体制

３．地域防災計画の充実に向けた取り組み

４．地域防災力向上に向けた更なる取り組み

2－1　原子力災害発生時の対応体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

原子力災害対策本部
本部長：内閣総理大臣

原子力事業者

・異常事態の通報義務
・要員派遣

住 民

・住民広報や避難計画に基づき避難・屋内退避等を実施

緊急事態応急対策活動

佐賀県オフサイトセンター（からつし）
（唐津市）

原子力災害現地対策本部
本部長：内閣府副大臣
関係省庁要員が緊急時に参集

緊急時モニタリングセンター

合同対策協議会

関係県 災害対策本部

関係県 現地本部

関係市町 連絡員

関係市町
防護措置の指示
住民広報
避難誘導　等

合同対策協議会により、必要な情報共有と応急対策を実施

要請

○実動組織
（警察、消防、海保庁、自衛隊）

○指定公共機関
（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　等）

被災者の救援等の支援

2－2　連絡体制の確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 一般回線が通信不全の時には、**原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し**、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、**中央防災無線、衛星携帯電話**などを使用し、連絡体制を確保。

佐賀県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ

統合原子力防災ﾈｯﾄﾜｰｸ　衛星回線

中央防災無線

J-Alert

原子力災害対策本部等の国の機関

地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ

衛星携帯電話

防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ

移動局
（公用車等）

長崎県庁

福岡県庁

佐賀県庁

関係市町

消防機関

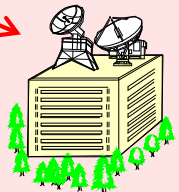
自衛隊部隊

防災行政無線

県防災情報ﾈｯﾄﾜｰｸ（地上系・衛星系）

2－3　住民への情報伝達体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、**原子力災害対策本部から**、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町にその内容をTV会議等を活用し**迅速に情報提供**。
- Ø 関係市町は、**防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達**。

住　民

情報伝達

関係県、関係市町

TV会議等を活用し迅速に情報伝達

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞

防災行政無線（戸別受信機）
※文字表示機能付きの例

CATV

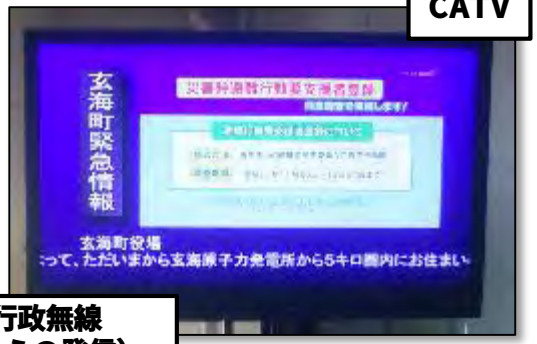

防災行政無線
（市町からの発信）

防災行政無線
（屋外拡声子局）

広報車

2－4　国の実動組織の広域支援体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 地域ﾚﾍﾞﾙで対応困難な支援要請があった場合は、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施。**
- Ø 要請の窓口となるｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応ｾﾝﾀｰ））の調整により、必要に応じ**全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。**

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援

災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

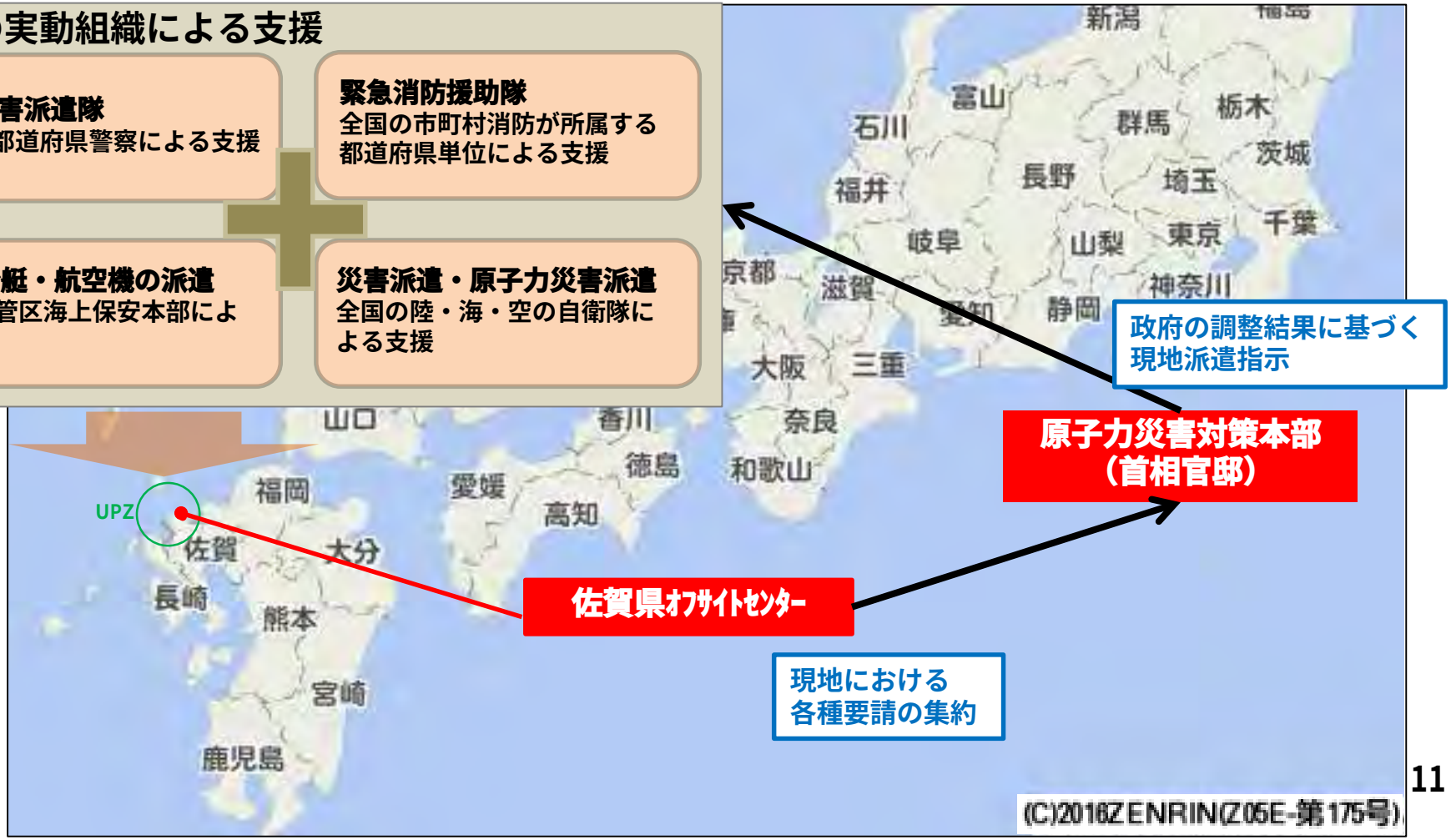

2－5 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 佐賀県、長崎県、福岡県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

ü 現地派遣要員の輸送車両の先導
ü 避難住民の誘導・交通規制
ü 避難指示の伝達
ü 避難指示区域への立ち入り制限等

消防組織

ü 避難行動要支援者の搬送の支援
ü 傷病者の搬送
ü 避難指示の伝達

海上保安庁

ü 巡視船艇による住民避難の支援
ü 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ支援
ü 船舶等への避難指示の伝達
ü 海上における警戒活動

防衛省

ü 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ支援
ü 被害状況の把握
ü 避難の援助
ü 人員及び物資の緊急輸送
ü 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
ü 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

１．内閣府（原子力防災）について

２．原子力災害時における国・自治体の体制

３．地域防災計画の充実に向けた取り組み

４．地域防災力向上に向けた更なる取り組み

地域防災計画の充実に向けた対応

- 原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のため、「地域原子力防災協議会」を設置して、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援。
- 同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（「緊急時対応」）が具体的かつ合理的であることを確認する。

検討経緯

- 玄海地域原子力防災協議会作業部会（計14回開催）
  平成27年6月1日～平成28年11月17日
- 玄海地域原子力防災協議会
  平成28年11月22日
- 第8回原子力防災会議
  平成28年12月9日

3－2　原子力災害対策重点区域

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

○ＰＡＺ：Precautionary Action Zone
「予防的防護措置を準備する区域」

原子力発電所から概ね半径５ｋｍ圏内。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○ＵＰＺ：Urgent Protective action planning Zone
「緊急時防護措置を準備する区域」

ＰＡＺの外側の概ね半径３０ｋｍ圏内。
予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う。

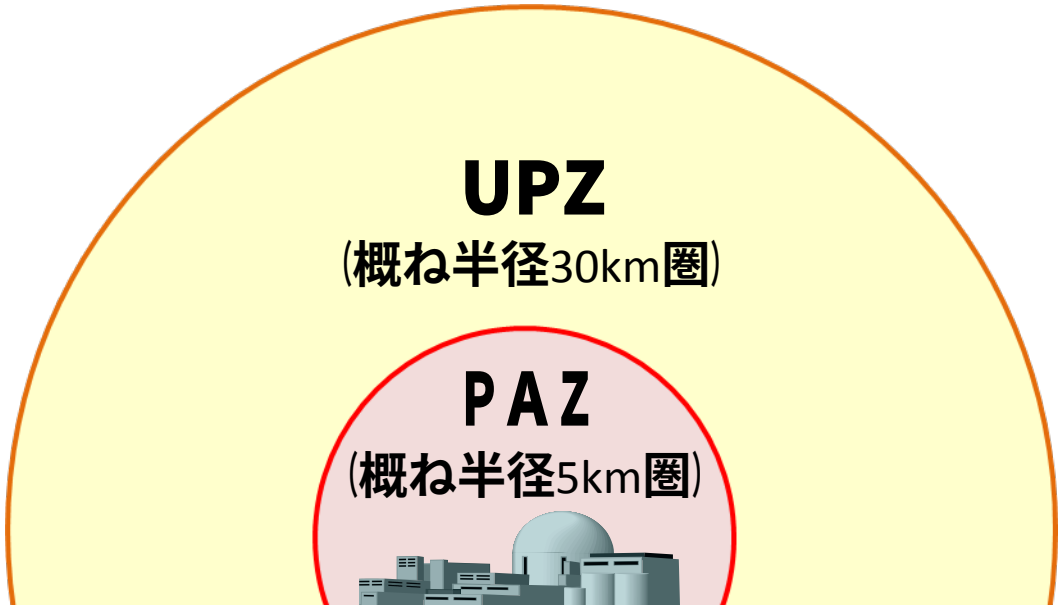

3－3 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置①

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。

	警戒事態 EAL（AL）（※2） 例）大地震（立地道府県で震度6弱以上）	施設敷地緊急事態 EAL（SE）（※2） 例）全交流電源喪失	全面緊急事態 EAL（GE）（※2） 例）冷却機能喪失
PAZ内 ～5km	施設敷地緊急事態要避難者（※3）の避難・屋内退避の準備開始	施設敷地緊急事態要避難者（※3）の避難開始・屋内退避	
		住民の避難準備開始	住民の避難開始
		安定ヨウ素剤の服用準備	安定ヨウ素剤の服用
UPZ内 5km～30km （※4）		屋内退避の準備	屋内退避
UPZ外 30km～ （※5）			

（※1） EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

（※2） （AL）＝Alert （SE）＝Site area Emergency （GE）＝General Emergency

（※3） 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

（※4） 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。

（※5） UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

3－4 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置②

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ圏内においては住民の屋内退避を実施。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が一定値超となる区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により一時移転等を実施。
- 飲食物については、放射性核種ごとに濃度基準を設け、摂取制限を実施。

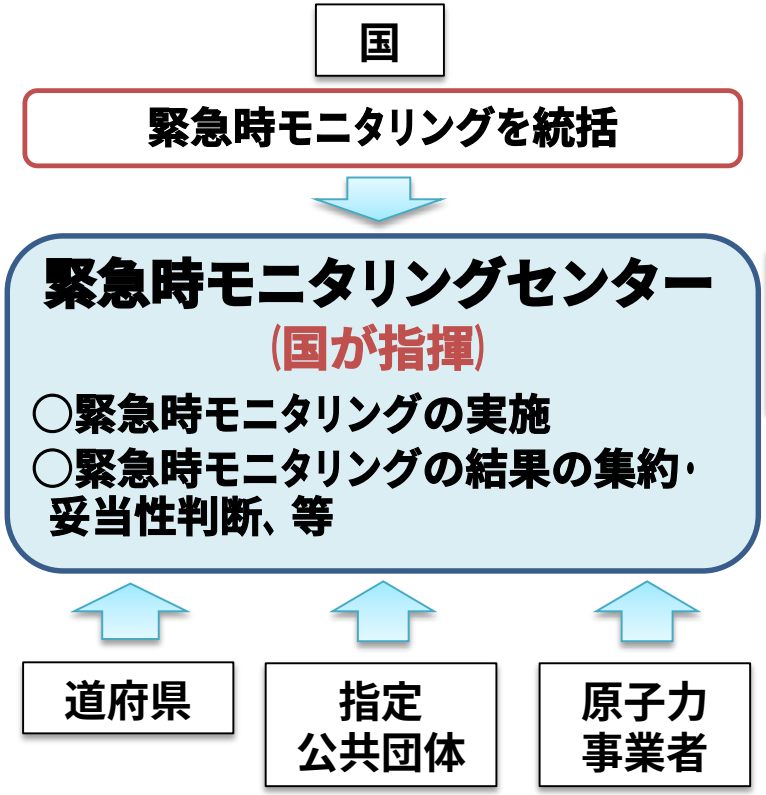

モニタリング結果

種類	初期基準値	防護措置の概要
OIL1	500μSv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。
OIL2	20μSv/h	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物の基準	0.5μSv/h	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	核種ごとに基準を設定	一週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

※参考：1μSv = 0.001mSv = 0.000001Sv

3－5 「玄海地域の緊急時対応」 の取りまとめ

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 昨年11月22日、**玄海地域原子力防災協議会**において、関係府省庁、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町等により、**避難計画を含む玄海地域の緊急時における対応**（**「玄海地域の緊急時対応」**）が、原子力災害対策指針等に照らし、**具体的かつ合理的なものであることを確認し**、その後、昨年12月9日、**原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）で報告・了承。**

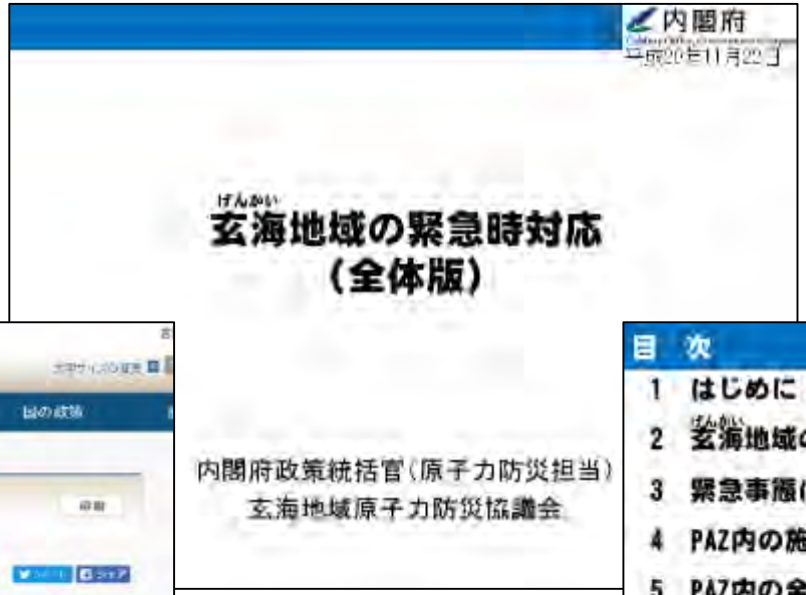

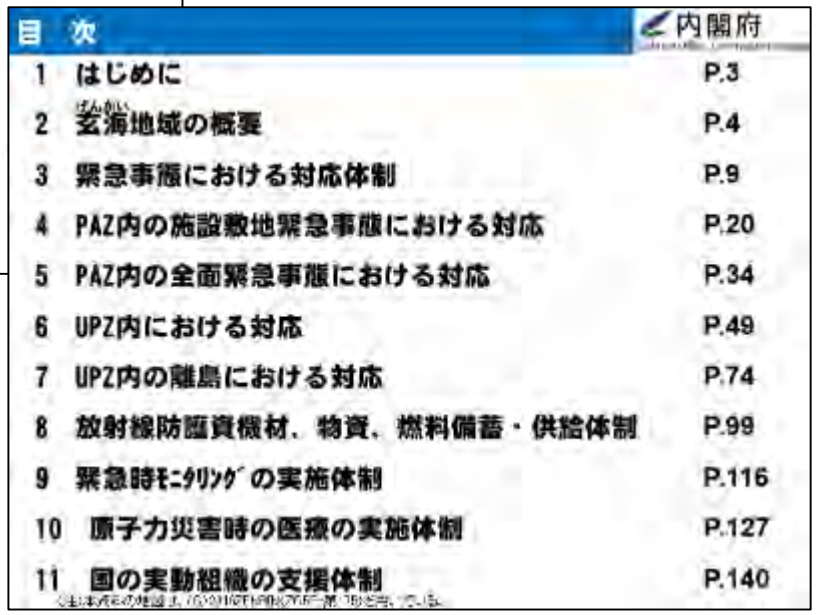

3－6 原子力災害対策重点区域の概要

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø玄海地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は262,826人
（佐賀県：平成28年4月30日現在、長崎県:平成28年3月31日・4月1日現在、福岡県:平成28年4月1日現在）

ØPAZ内の人口は玄海町3,673人、唐津市4,453人。

ØUPZ内の人口は関係3県8市町254,700人。

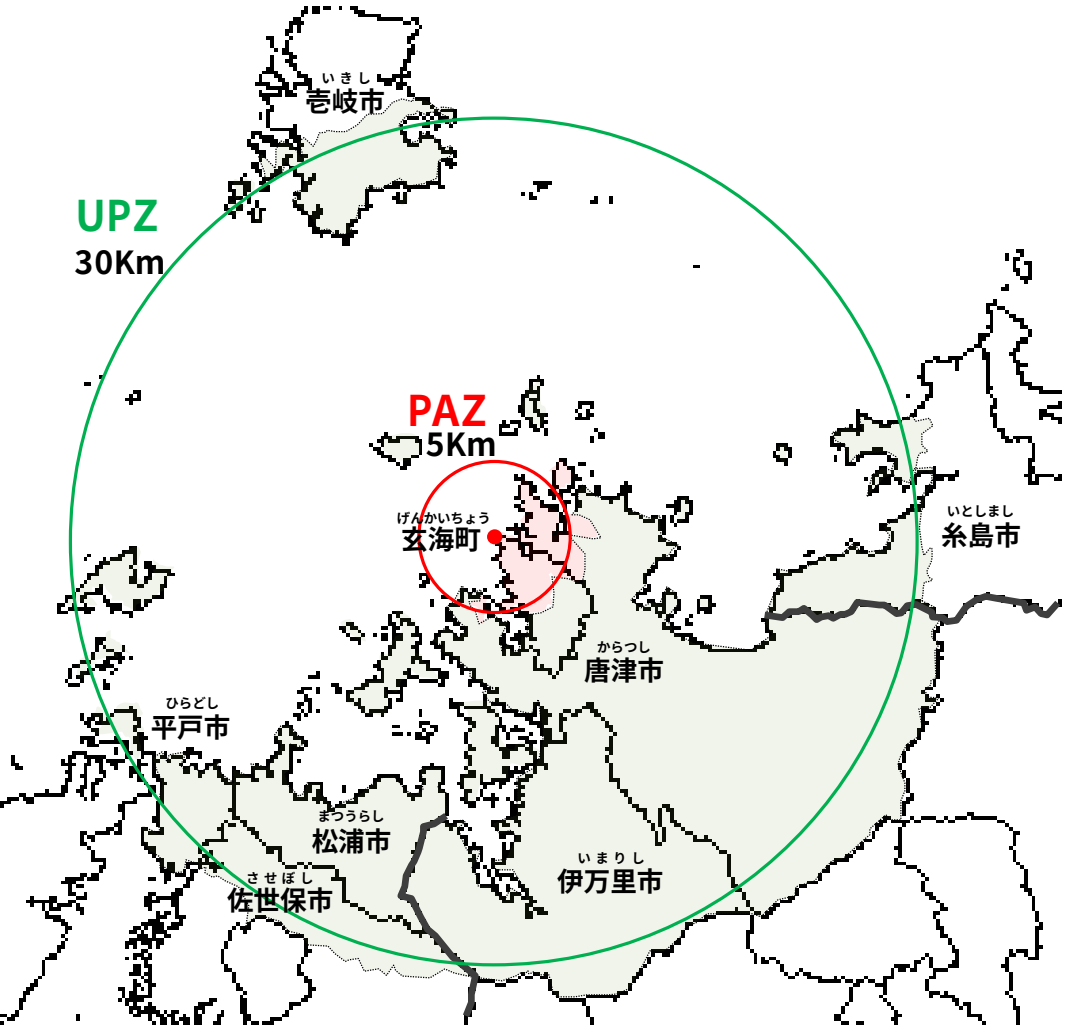

＜概ね5km圏内＞

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市1町（玄海町、唐津市）住民数：8,126人※

＜概ね5～30km圏内＞

UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）：
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

7市1町（佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、福岡県糸島市）
住民数：254,700人※

※ 佐賀県：平成28年4月30日現在
長崎県：平成28年3月31日・4月1日現在
福岡県：平成28年4月1日現在

3－7　PAZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質放出前の段階で、予防的防護措置とし、ＰＡＺ内は即時避難。
- 避難に時間を要する施設敷地緊急事態要避難者は、さらに前の段階（施設敷地緊急事態）で避難を開始。
- ＰＡＺ約8100人について、複数避難経路、避難先確保。（玄海町→小城市、唐津市→白石町・江北町）
- 自家用車で避難できない者のために、避難に必要となるバス等の輸送能力を確保。
- 避難施設を一般住民向け約8600人分（18施設）、要支援者向け約7200人分（127施設）を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者等のための放射線防護対策施設（6施設）を整備

PAZ内市町
の広域避難先

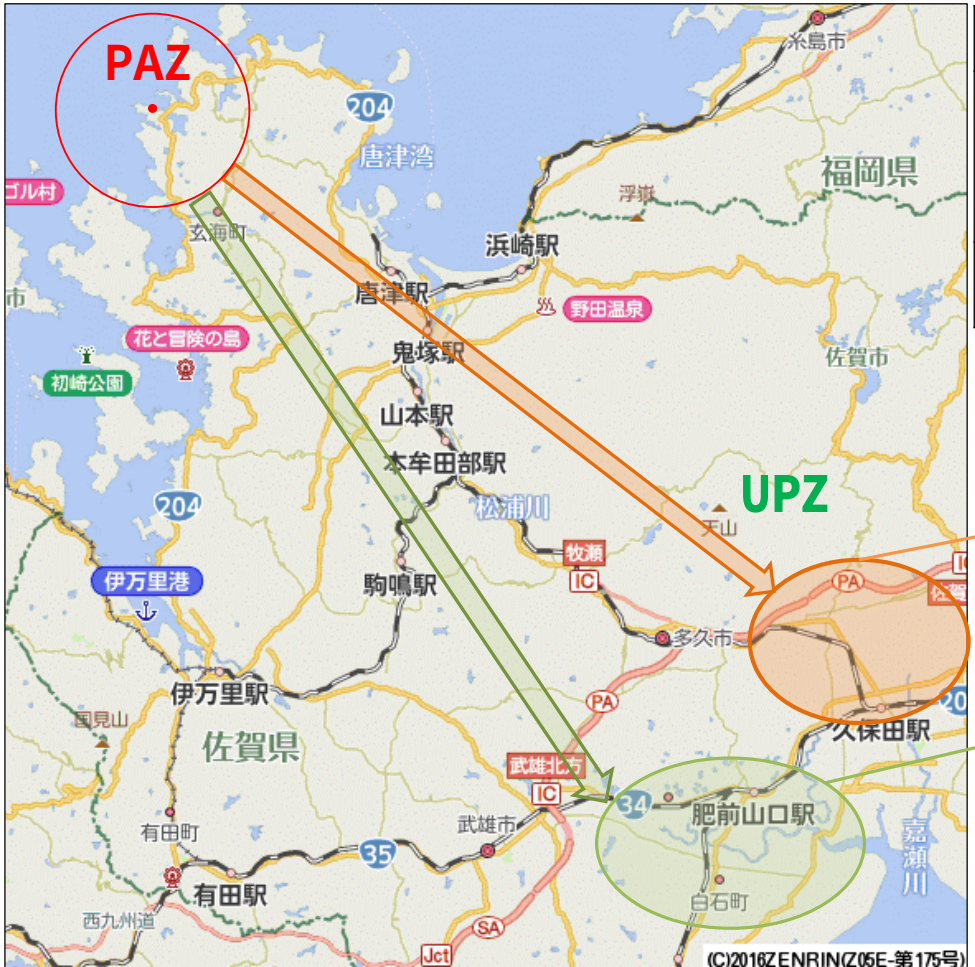

県	市町	住民数
佐賀県	玄海町	3,673人
	唐津市	4,453人
合　計		8,126人

げんかいちょう
玄海町避難先
おぎし
小城市

から つ し
唐津市避難先
こうほくまち　しろいしちょう
江北町、白石町

※自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、佐賀県がUPZ外で代替避難先を確保

3－8 PAZにおける避難・屋内退避の概要

内閣府

区域	種別	対象者数	避難等の流れ	備考
PAZ（発電所から概ね5km圏内）	施設敷地緊急事態（原災法10条）で避難開始	避難行動要支援者（医療機関） 玄海町 8人 唐津市（対象施設なし） 合計 8人	警戒事態：施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始 施設敷地緊急事態：対象施設 玄海町（1施設：8人） 唐津市（対象施設なし） ＜避難可能な者：8人＞（玄海町8人） バス1台により避難 → 医療機関（災害拠点病院1施設） ＜無理に避難すると健康リスクが高まる者＞ → 放射線防護対策施設（玄海町内1施設） 放射線防護対策施設	・施設の避難計画に基づき、緊急時に佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。
		避難行動要支援者（社会福祉施設） 玄海町 109人 唐津市 98人 合計 207人	施設敷地緊急事態：対象施設 玄海町（2施設：109人） 唐津市（2施設：98人） ＜避難可能な者：138人＞（玄海町69人、唐津市69人） バス4台（玄海町2台※1、唐津市3台）、福祉車両3台（玄海町）により避難 → 社会福祉施設等 ＜玄海町の場合＞（佐賀市内2施設・多久市内1施設・小城市内2施設） ＜唐津市の場合＞（佐賀市内1施設・小城市内3施設・江北町内1施設） ※1 医療機関用のバス1台を含む。 ＜無理に避難すると健康リスクが高まる者：69人＞（玄海町40人、唐津市29人） → 放射線防護対策施設（玄海町内1施設、唐津市内1施設） 自施設内（放射線防護対策施設）	・施設の避難計画において、避難先施設を設定。 ・無理に避難すると健康リスクが高まると判断された場合は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。
		避難行動要支援者（在宅） 玄海町 174人 唐津市 290人 合計 464人	施設敷地緊急事態：対象者 玄海町：174人 唐津市：290人 ＜避難可能な者：416人＞ 集合場所（玄海町内15か所）→ 玄海町避難先（小城市内8施設） 支援者とともに徒歩、車両で移動（玄海町168人、唐津市143人） バス12台（玄海町6台唐津市6台）、福祉車両16台（玄海町9台唐津市7台）により避難 集合場所（唐津市内12か所）→ 唐津市避難先（江北町内3施設 白石町内7施設） 支援者の車両で移動（105人） → 福祉避難所（116施設） ＜無理に避難すると健康リスクが高まる者：48人＞（玄海町6人、唐津市42人） → 放射線防護対策施設※2（玄海町内1施設、唐津市内3施設） 福祉車両5台でピストン輸送（玄海町1台、唐津市4台） ※2 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。	・避難行動要支援者は、避難先施設を経由して、指定された福祉避難所へ避難。 ・無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
		避難行動要支援者（学校・保育所） 玄海町 122人 唐津市 434人 合計 556人	施設敷地緊急事態：対象施設 玄海町（1施設：122人） 唐津市（4施設：434人） ＜保護者へ引き渡しができなかった児童等＞ 玄海町児童等バス4台により避難 → 玄海町避難先（小城市内1施設） 唐津市児童等バス11台により避難 → 唐津市避難先（江北町内2施設 白石町2施設） 保護者引き渡し	・学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、授業・保育を中止し、保護者への引き渡す。 ・保護者へ引き渡しができなかった場合は、施設敷地緊急事態で避難を行い、避難先で保護者に引き渡し。
	全面緊急事態（原災法15条）で避難開始	一般住民※3 玄海町 3,260人 唐津市 3,631人 合計 6,891人	一般住民の避難準備を開始 全面緊急事態：対象者 玄海町：3,260人 唐津市：3,631人 ＜玄海町から避難する者＞ 自家用車で移動（2,827人） 徒歩等で移動（433人）→ 集合場所（玄海町内15か所）→ バス12台により避難 → 玄海町避難先（小城市内8施設） ＜唐津市から避難する者＞ 自家用車で移動（2,921人） 徒歩等で移動（710人）→ 集合場所（唐津市内12か所）→ バス20台により避難 → 唐津市避難先（江北町内3施設 白石町7施設）	・住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 ・自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、PAZ内市町のバス会社が保有する車両で移動。
		合計 8,126人		

※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある。

3－9　UPZ内における防護措置の考え方

- **全面緊急事態となった場合、放射性物質放出前の段階で**、UPZ内においては**住民の屋内退避**を開始する。
- **放射性物質の放出に至った場合**、放射性プルームが通過している間に**屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続**する。
- その後、原子力災害対策本部が、**緊急時モニタリングの結果に基づき**、空間放射線量率が**毎時20μSv超過となる区域を1日程度内に特定**。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により**1週間程度内に一時移転**を実施する。

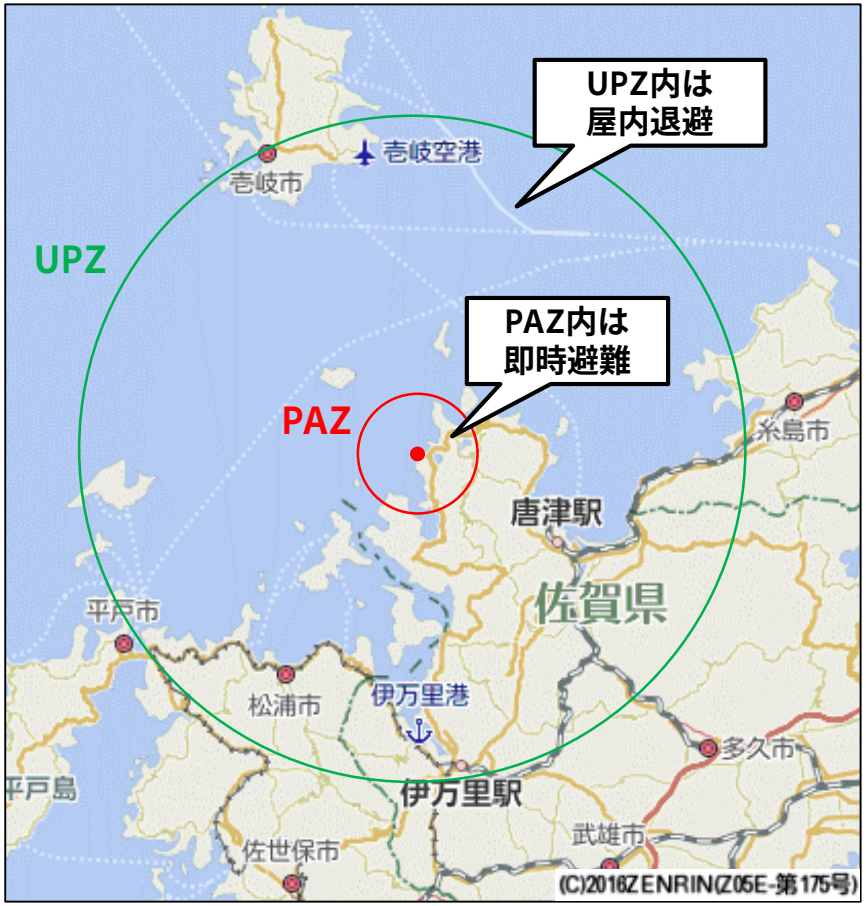

UPZ内の防護措置の基本的な流れ

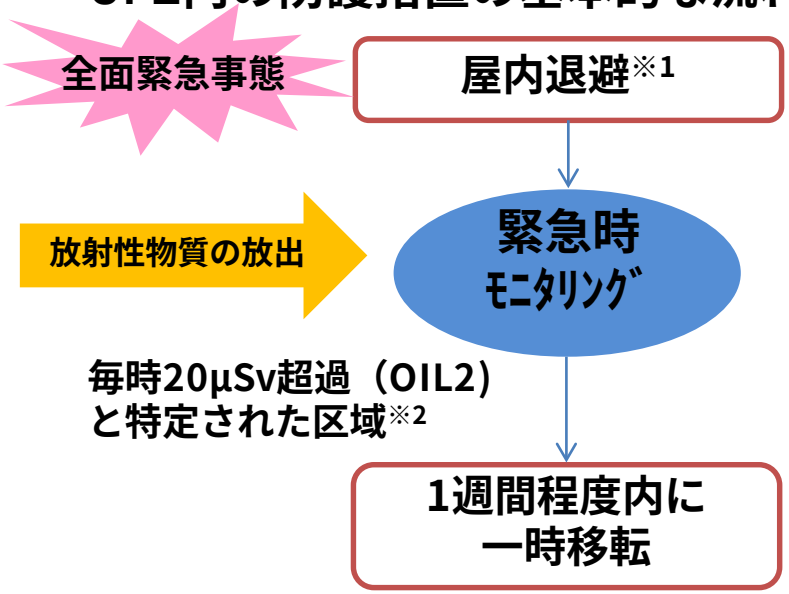

※1　**地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。**

※2　空間放射線量率が毎時500μSv超過（OIL1）となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

※3　1μSv = 0,001mSv = 0,000001Sv

3－10　UPZ内における一時移転等

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- ＵＰＺ約25.5万人について複数避難経路、一時移転先を確保
- 一時移転に必要となるバス等の輸送能力を確保
- 避難先施設を約30万人分確保（約2200施設）

UPZ内市町
の広域避難先

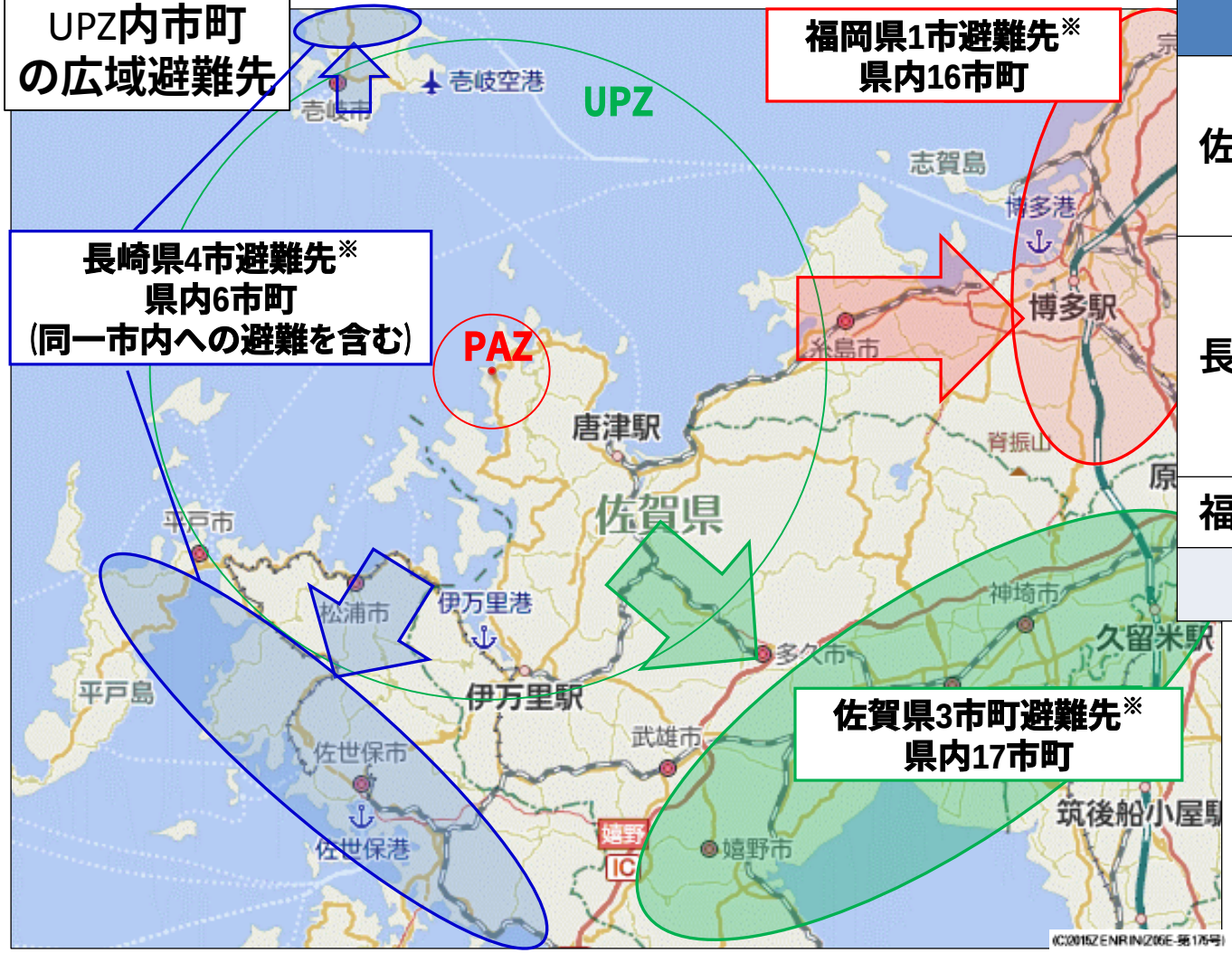

県	市町	住民数
佐賀県	玄海町	2,292人
	唐津市	121,148人
	伊万里市	56,063人
長崎県	松浦市	23,911人
	佐世保市	10,295人
	平戸市	10,932人
	壱岐市	15,233人
福岡県	糸島市	14,826人
合　計		254,700人

※自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、県が調整の上、各県内で代替避難先を確保

3－11 UPZにおける屋内退避・一時移転の概要

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

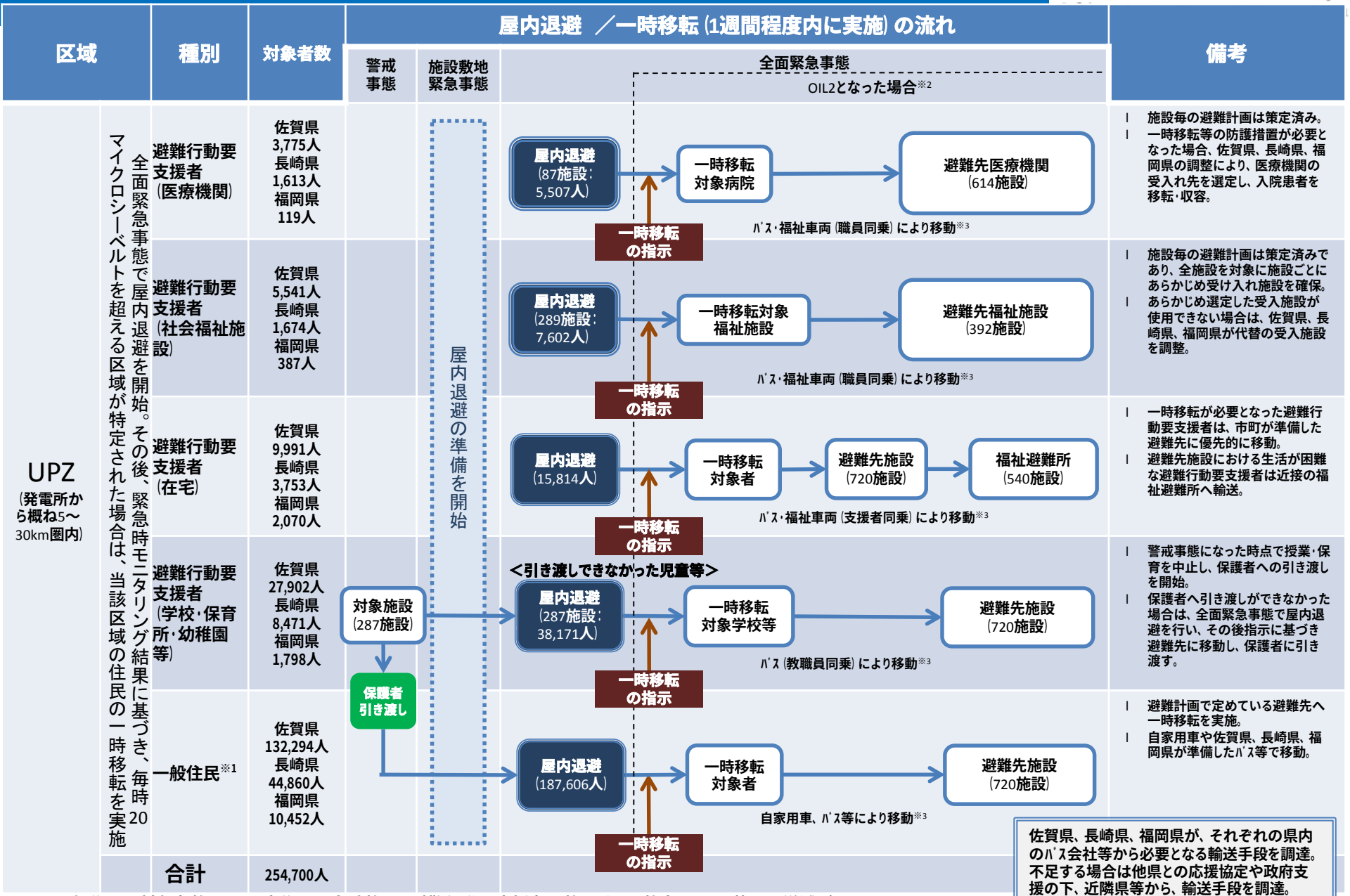

※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の合計数から避難行動要支援者の数を引いた数字であり、若干の増減がある。
※2 UPZ内の全住民のうち、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ結果に基づき、毎時20ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。
※3 架橋されていない離島については、まず船舶等により本土へ移動したのち、車両により避難先まで移動。

3－12　UPZ内住民の一時移転先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

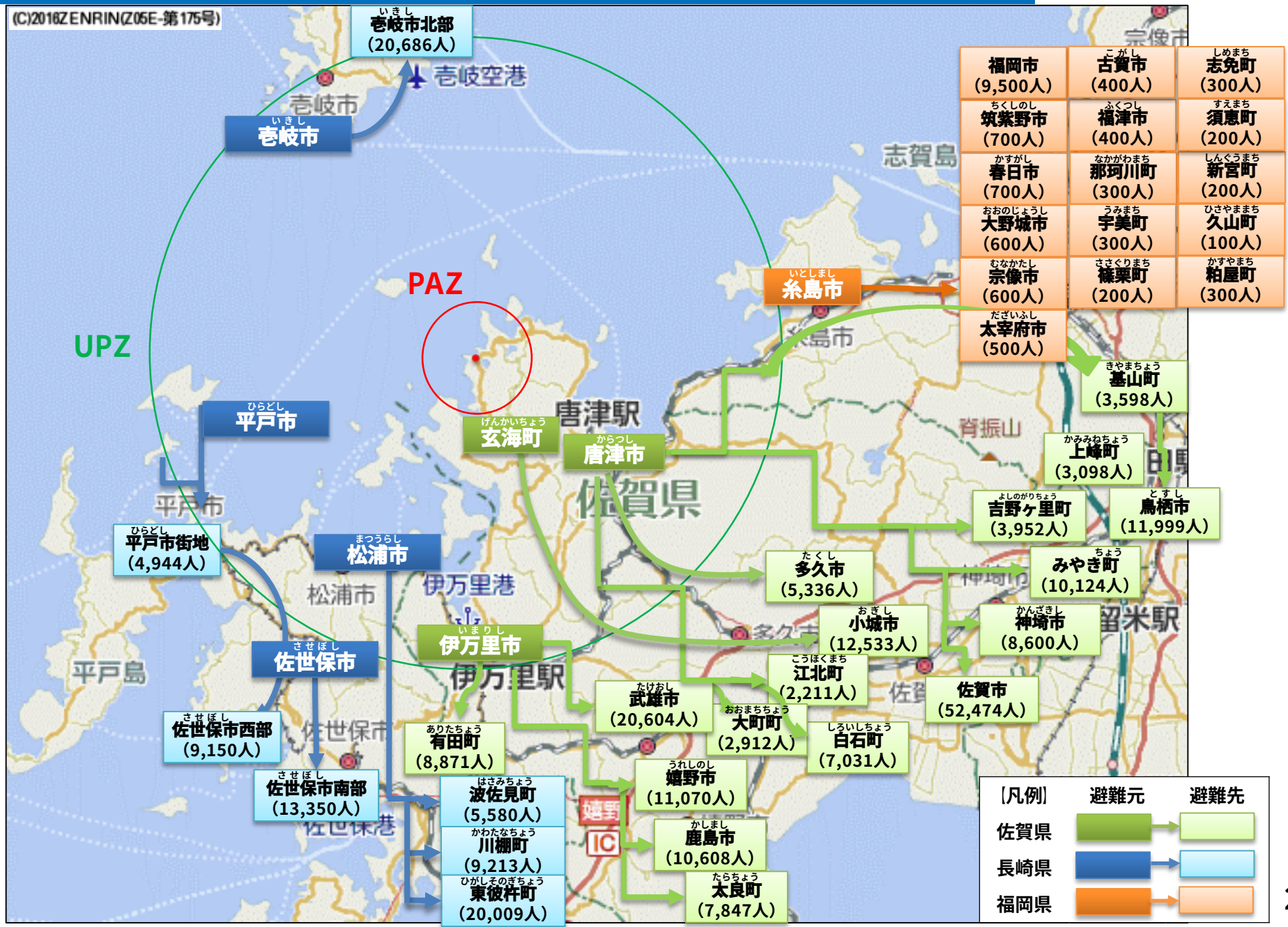

3－13　UPZ内の一時移転に必要となる輸送能力の確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø **UPZ内での一時移転**は、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果に基づき、**対象地域を特定し、1週間程度内に実施**。この際、必要となる輸送能力の確保については、佐賀県、長崎県、福岡県が、**県内のﾊﾞｽ会社等から必要となる輸送手段を調達**。
- Ø 佐賀県、長崎県、福岡県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、**隣接県等から輸送手段を調達**。
- Ø 佐賀県、長崎県、福岡県が確保した輸送手段で対応できない場合、**原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請**することにより必要な輸送能力を確保。

ﾊﾞｽ会社		保有台数
佐賀県	26社	676台
長崎県	45社	2,030台
福岡県	32社	3,529台

九州・山口各県保有ﾊﾞｽ台数

県名	保有台数
大分県	889台
熊本県	1,548台
鹿児島県	2,245台
宮崎県	780台
山口県	1,170台
計	6,632台

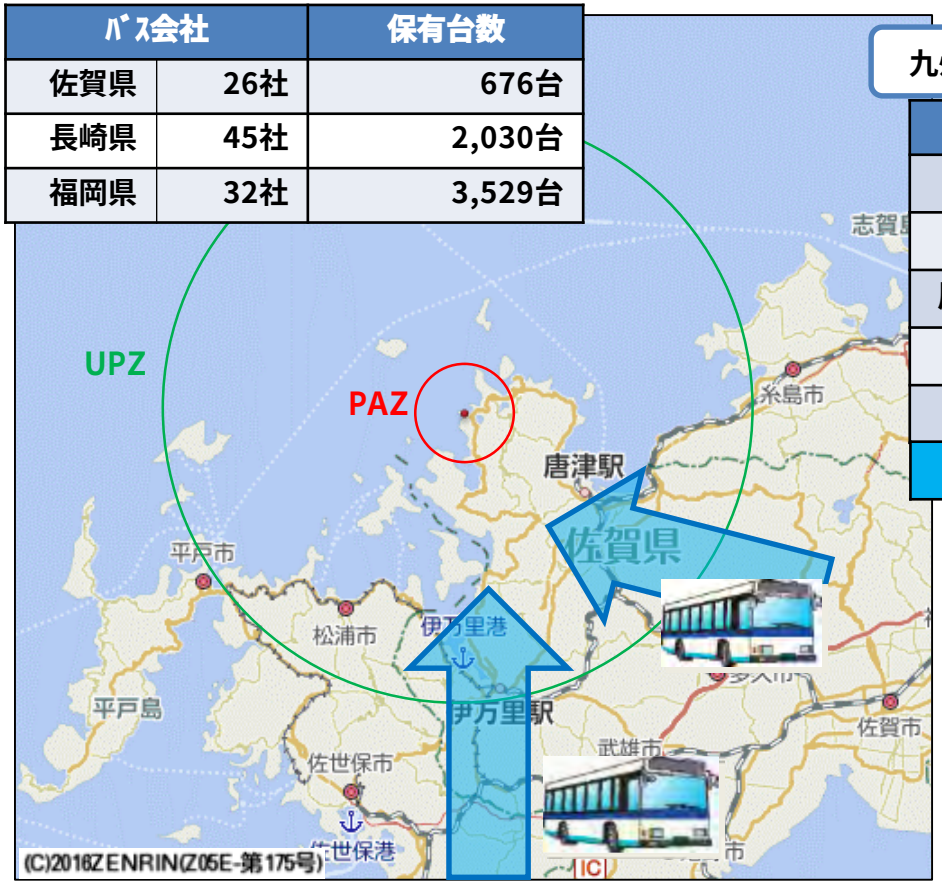

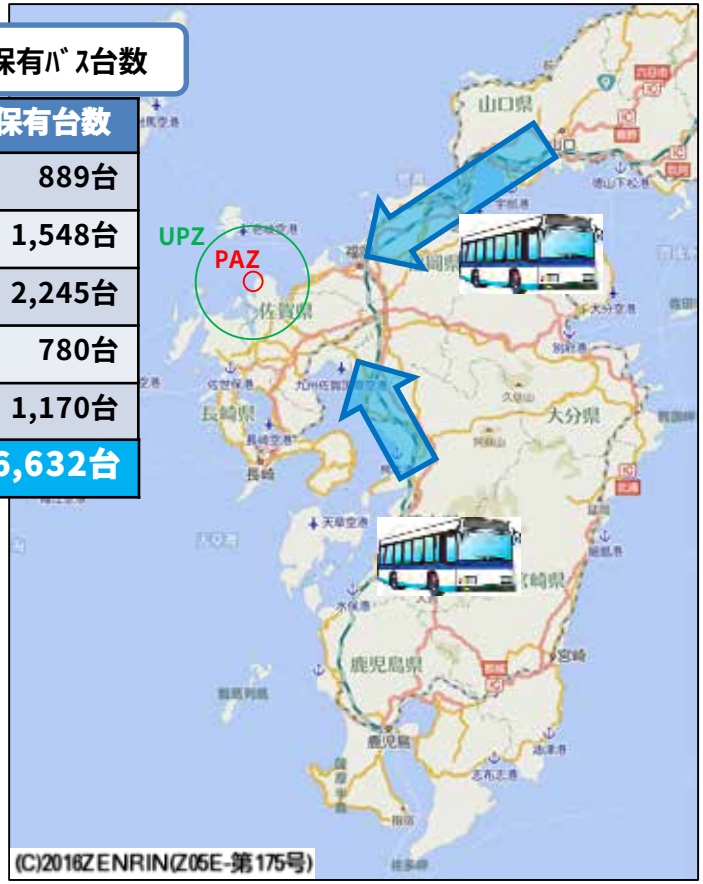

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

3－14　UPZ内における離島の概要

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 玄海地域では、**UPZ内に20の離島**（架橋された離島を含む）が存在。
- 原子力災害時の防護措置として、**島内における屋内退避の実施**のほか、**一時移転等の実施が必要となった場合は海路（架橋された離島や島内への一時移転が可能な場合は陸路）により島外へ一時移転等を実施**。また**悪天候等により島外避難が出来ない場合は**、避難の準備が整うまでの間、**島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続**。
- **自然災害との複合災害等に備え**、**放射線防護施設等を整備**するとともに、**食料や飲料水等の備蓄**や**防災行政無線などの情報受伝達手段を確保**。

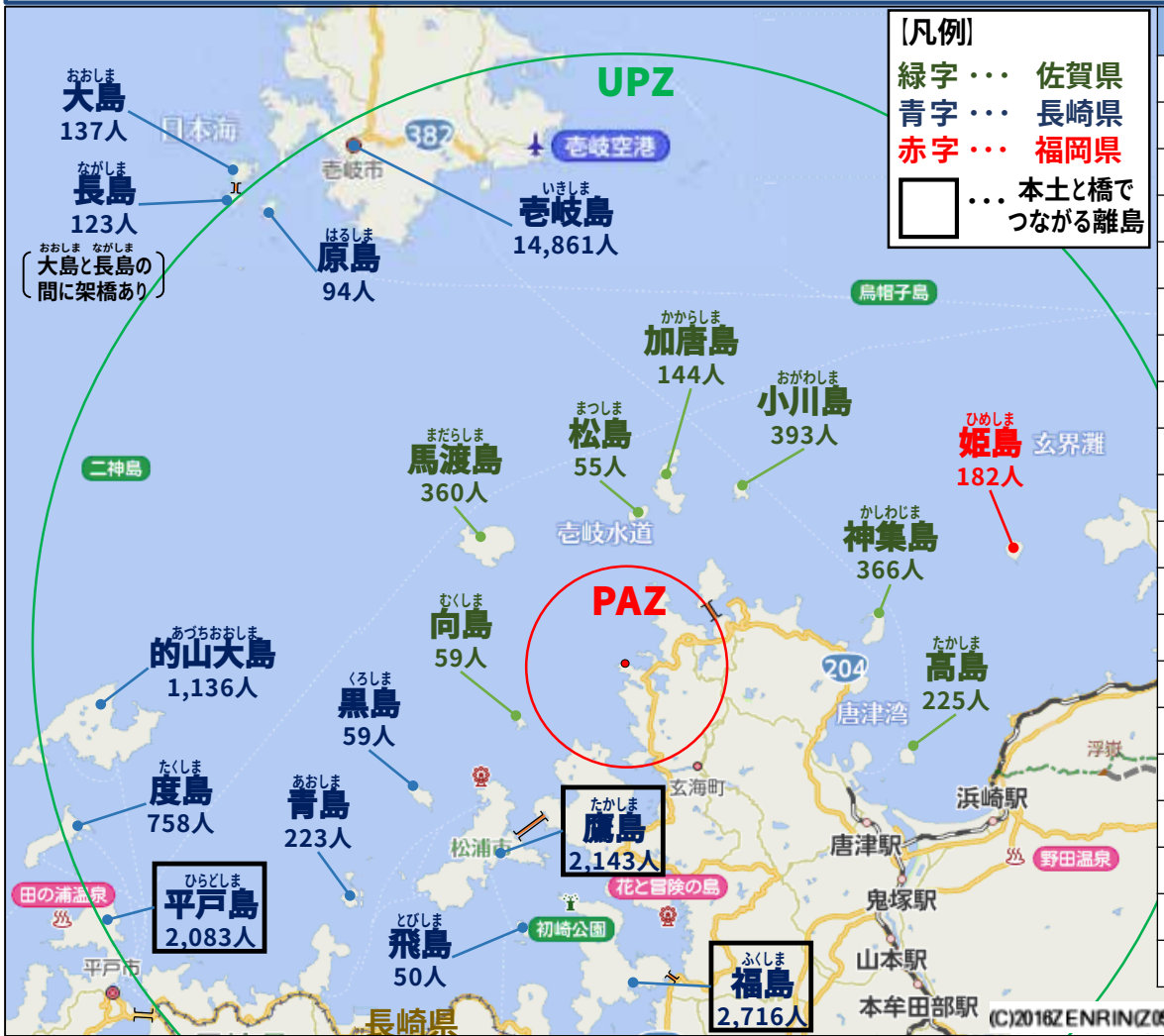

離島名称	所在地	人口※1
高島(たかしま)	佐賀県唐津市（からつし）	255人
神集島(かしわじま)		366人
小川島(おがわしま)		393人
加唐島(かからしま)		144人
松島(まつしま)		55人
馬渡島(まだらしま)		360人
向島(むくしま)		59人
鷹島(たかしま)［本土との架橋］	長崎県松浦市（まつうらし）	2,143人
黒島(くろしま)		59人
福島(ふくしま)［本土との架橋］		2,716人
飛島(とびしま)		50人
青島(あおしま)		223人
平戸島(ひらどしま)［本土との架橋］	長崎県平戸市（ひらどし）	2,083人
度島(たくしま)		758人
的山大島(あづちおおしま)		1,136人
壱岐島(いきしま)	長崎県壱岐市（いきし）	14,879人
大島(おおしま)［島同士の架橋］		137人
長島(ながしま)［島同士の架橋］		123人
原島(はるしま)		94人
姫島(ひめしま)	福岡県糸島市（いとしまし）	182人

※1　人口は「原子力災害対策重点区域内の人口」を指す。

(C)2016ZENRIN(Z05E-第175号

3－15 UPZ内の離島における一時移転等の基本フロー

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø **施設敷地緊急事態**となった場合は、UPZ内の離島では**放射線防護対策施設の立ち上げ等の屋内退避の準備**を行うとともに、**一時移転等に備えて集合場所の開設準備**を行う。
- Ø **全面緊急事態となった場合**は、**UPZ内の離島の住民は屋内退避**を行う。その後、**一時移転等を実施することとなった場合**は、**海路や陸路（架橋された離島や島内避難が可能な場合）により避難**を実施。
- Ø **悪天候等により船舶による避難が困難な場合**や、**無理に避難すると健康ﾘｽｸが高まる住民**は、**近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設に屋内退避を継続**し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。

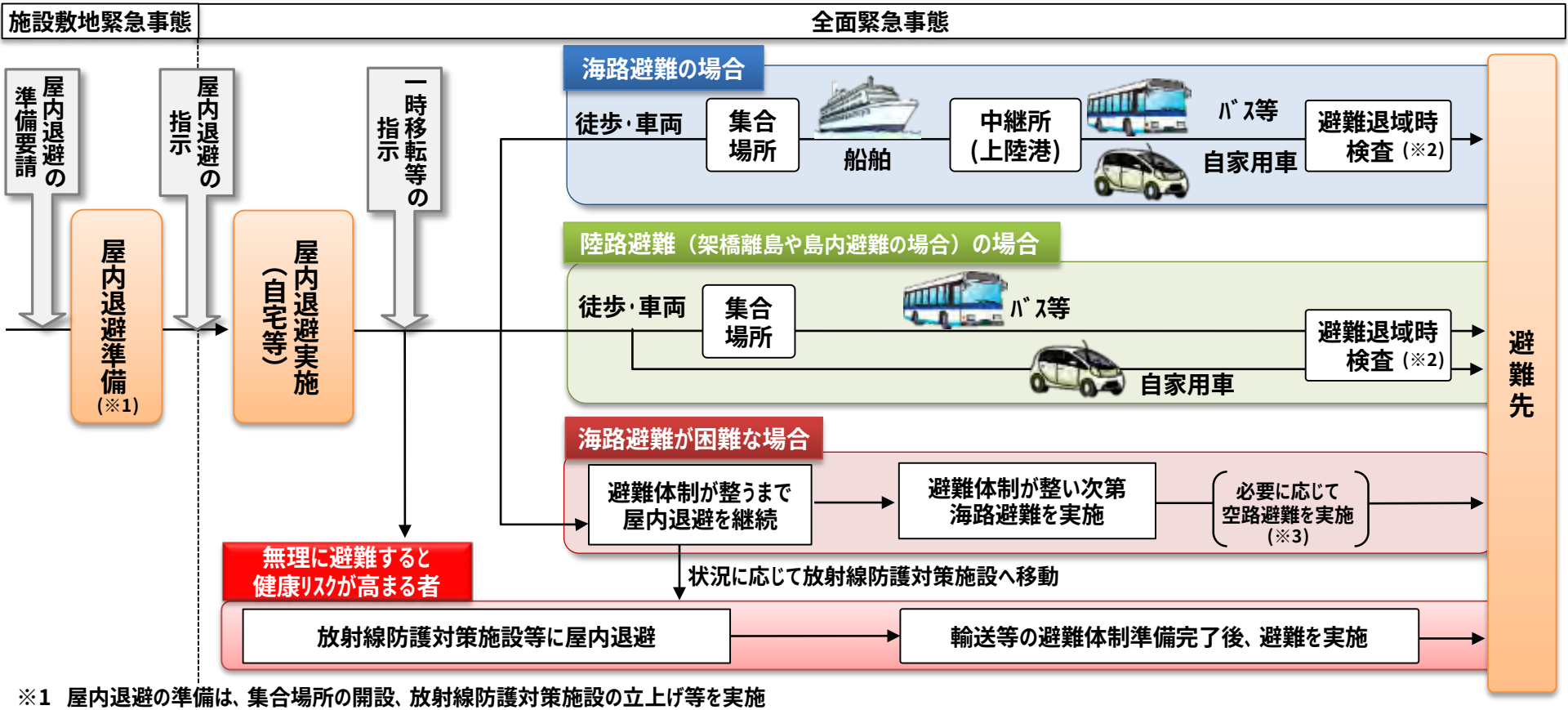

※1　屋内退避の準備は、集合場所の開設、放射線防護対策施設の立上げ等を実施
※2　避難退域時検査場所は、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所までの避難経路上に設置
※3　空路避難は、各離島における「ﾍﾘﾎﾟｰﾄ」（ﾍﾘ離着陸場として指定されているﾍﾘﾎﾟｰﾄや空港等）、「臨時ﾍﾘﾎﾟｰﾄ」（各県地域防災計画等で「離着陸適地」などとして記載されているｸﾞﾗﾝﾄﾞ等）、「防災離着陸候補地」（過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めﾍﾘの離着陸が可能とされた場所等）を活用
※4　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

3－16 UPZ内における離島の放射線防護対策施設の設置状況等

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内における離島のうち、陸路で避難できない離島については、対象となる住民を収容するための屋内退避施設として、放射線防護対策施設を整備。
- 災害時に備え、陸路で避難できない離島において、全島民を対象とした生活物資（食料、飲料水）を整備。

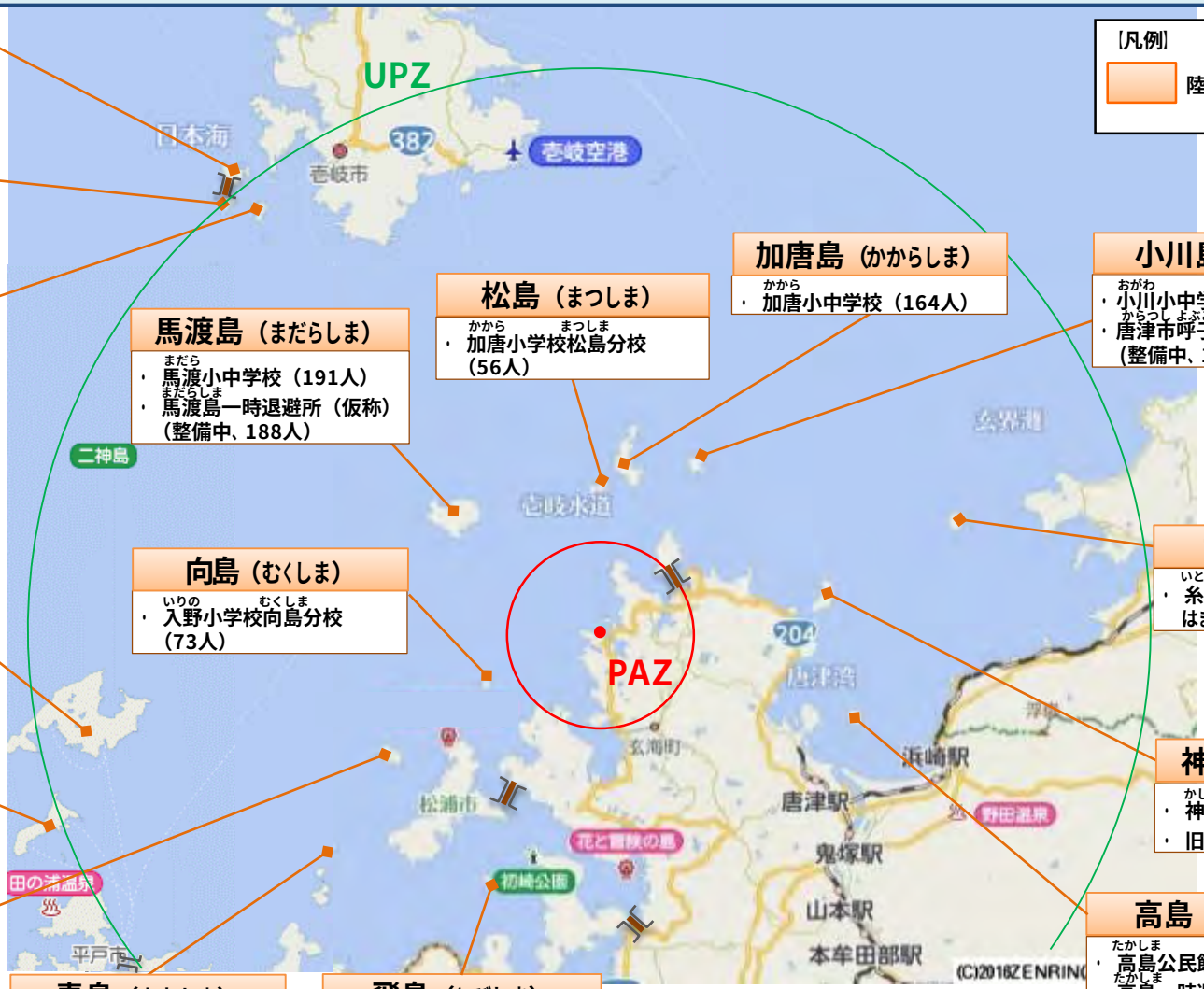

［凡例］
陸路避難ができない離島

大島（おおしま）
- 三島（みしま）小学校（整備中、267人）

長島（ながしま）
- （整備予定、約150人）

原島（はるしま）
- （整備予定、約120人）

的山大島（あづちおおしま）
- 大島（おおしま）中学校（1,200人）

度島（たくしま）
- 度島（たくしま）小中学校（800人）

黒島（くろしま）
- 黒島（くろしま）住民センター（65人）

青島（あおしま）
- 青島（あおしま）小中学校（整備中、290人）

飛島（とびしま）
- 飛島（とびしま）住民センター（仮称）（整備中、60人）

馬渡島（まだらしま）
- 馬渡（まだら）小中学校（191人）
- 馬渡島（まだらしま）一時退避所（仮称）（整備中、188人）

松島（まつしま）
- 加唐小学校（かからしょうがっこう）松島（まつしま）分校（56人）

加唐島（かからしま）
- 加唐（かから）小中学校（164人）

向島（むくしま）
- 入野（いりの）小学校向島（むくしま）分校（73人）

小川島（おがわしま）
- 小川（おがわ）小中学校（256人）
- 唐津市呼子（からつしよぶこ）交流促進施設（整備中、149人）

姫島（ひめしま）
- 糸島市姫島福祉センターはまゆう（236人）

神集島（かしわじま）
- 神集島（かしわじま）公民館（375人）
- 旧神集島（かしわじま）小学校（66人）

高島（たかしま）
- 高島（たかしま）公民館（ 219人）
- 高島（たかしま）一時避難所（仮称）（整備中、48人）

3－17　放射線防護対策施設のイメージ

要配慮者や住民等の屋内退避施設、緊急時の現地の対策拠点施設等に対する放射線防護対策は、施設の形態、規模等により異なるが、主な放射線防護対策の内容は次のとおり。

非常用発電機・燃料タンク

交流電源が喪失した場合においても防護機能を稼働・確保するための非常用発電設備。

差圧計

屋内の空気圧を測定することにより、陽圧化装置の稼働状況を把握。

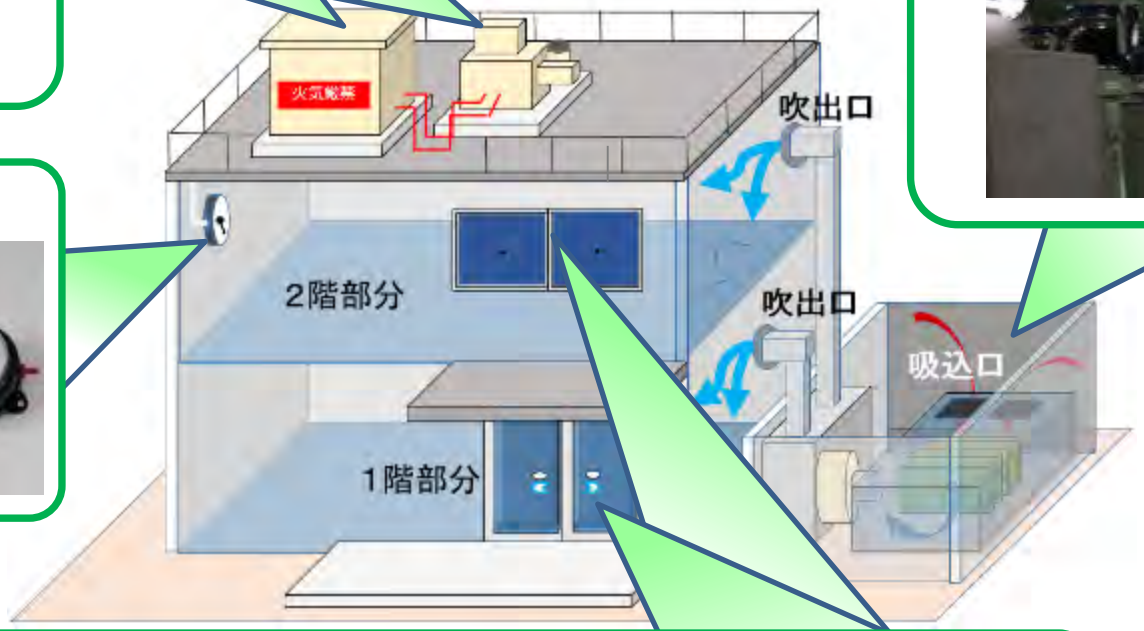

陽圧化装置

- プレフィルターで砂塵等を除去。
- メインフィルター（ＨＥＰＡ・活性炭）で放射性セシウムや放射性ヨウ素等を除去。
- 上記処理後の清浄な空気を施設内に強制給気。

気密性の確保

玄関出入口の二重扉化や壁（クラック等）及び窓枠等の補強。

3－18 玄海地域の緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ地点及び一時移転等の実施

Ø 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ地点86地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。

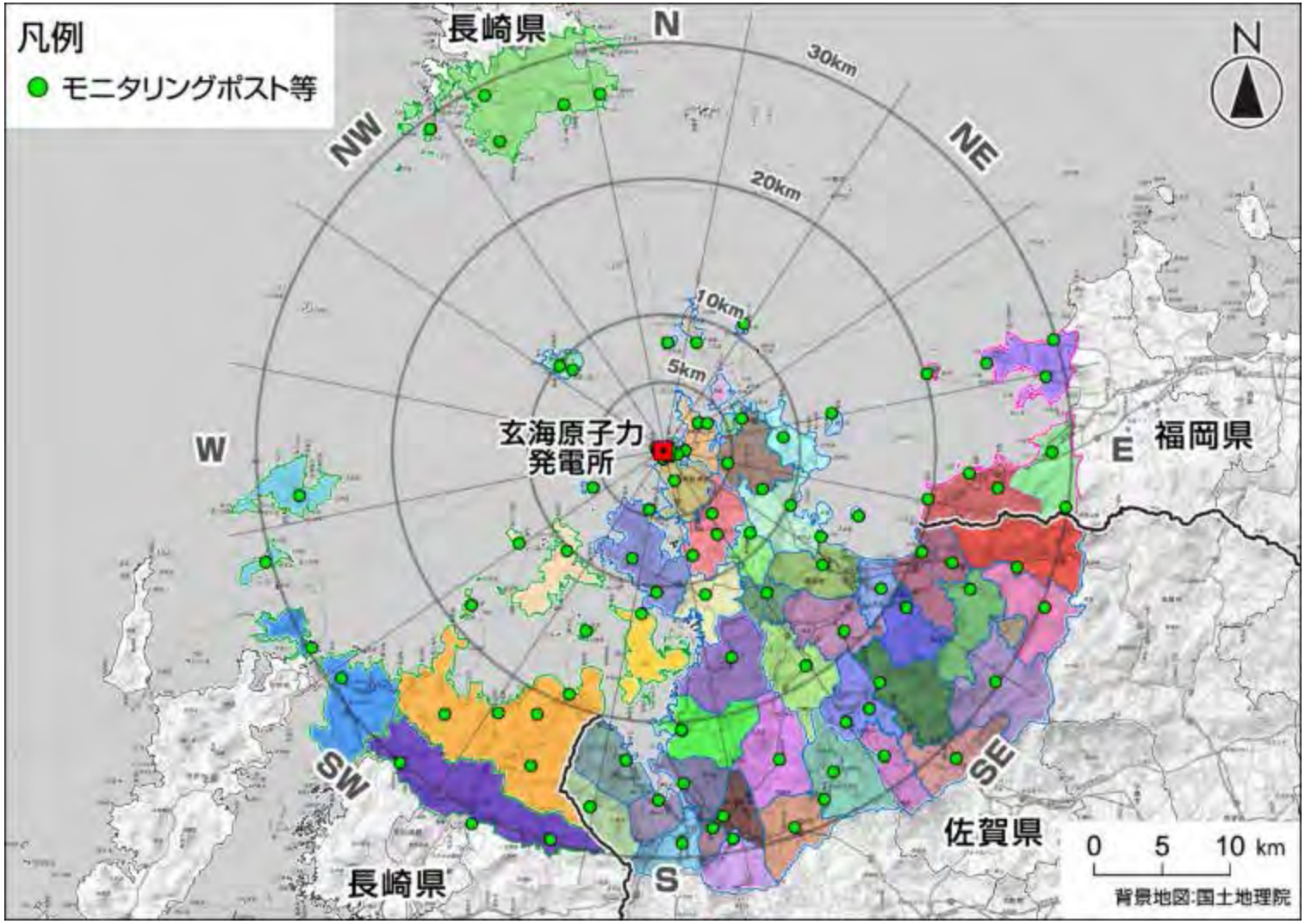

図　玄海地区における緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ体制と一時移転等の実施範囲

3－19　緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ結果の共有及び公表

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果は、緊急時放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ情報共有･公表ｼｽﾃﾑにより集約、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞにより公表。

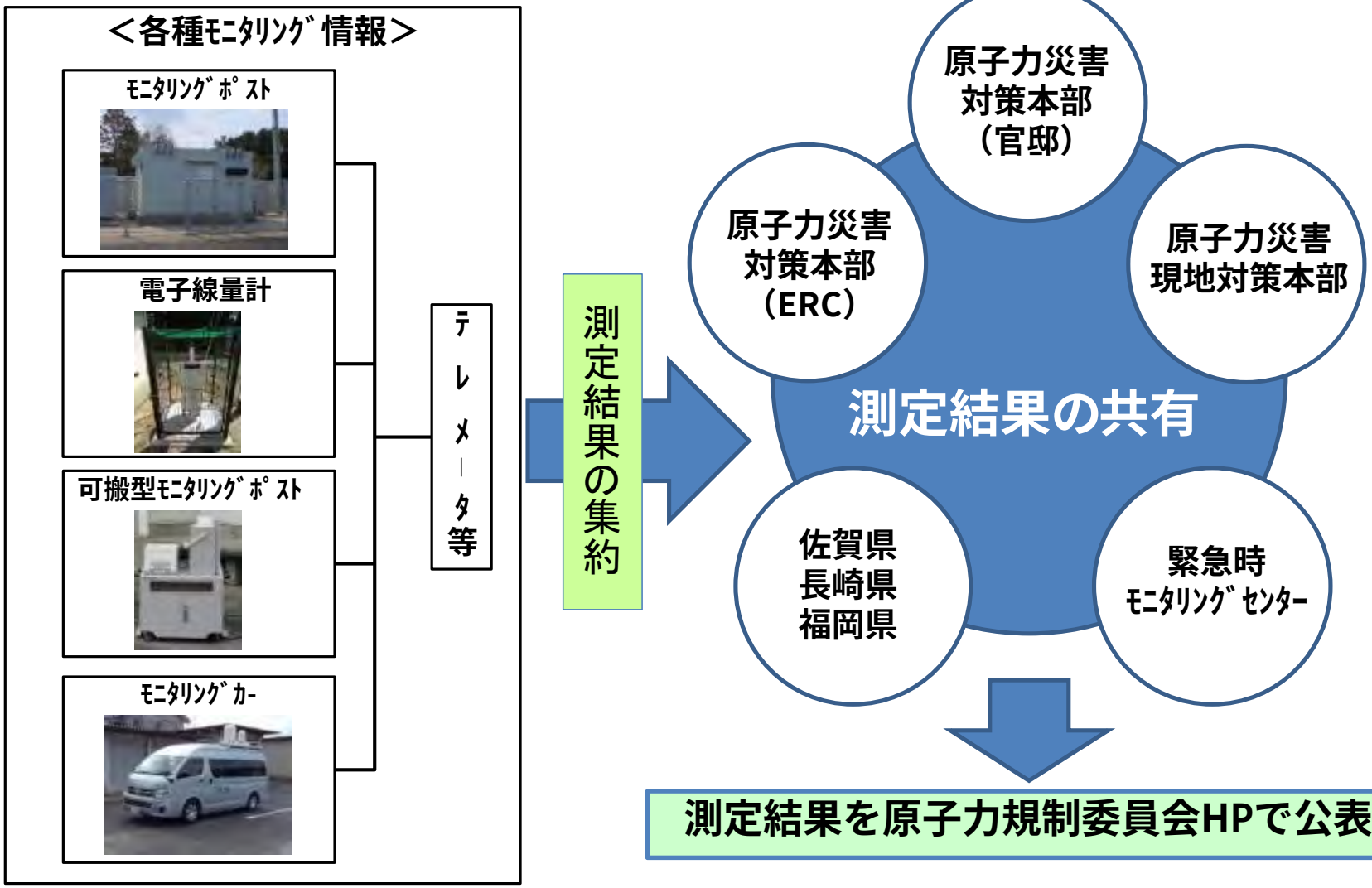

3－20 一時移転等を行う住民等のための安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 佐賀県、長崎県、福岡県では一時移転等を行う住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄。そのうち、対象となる離島については、それぞれの離島において安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
- Ø 緊急配布が必要となった場合は、集合場所等で、対象住民に順次配布を実施。
- Ø 乳幼児向けのｾﾞﾘｰ状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に向けて準備中。

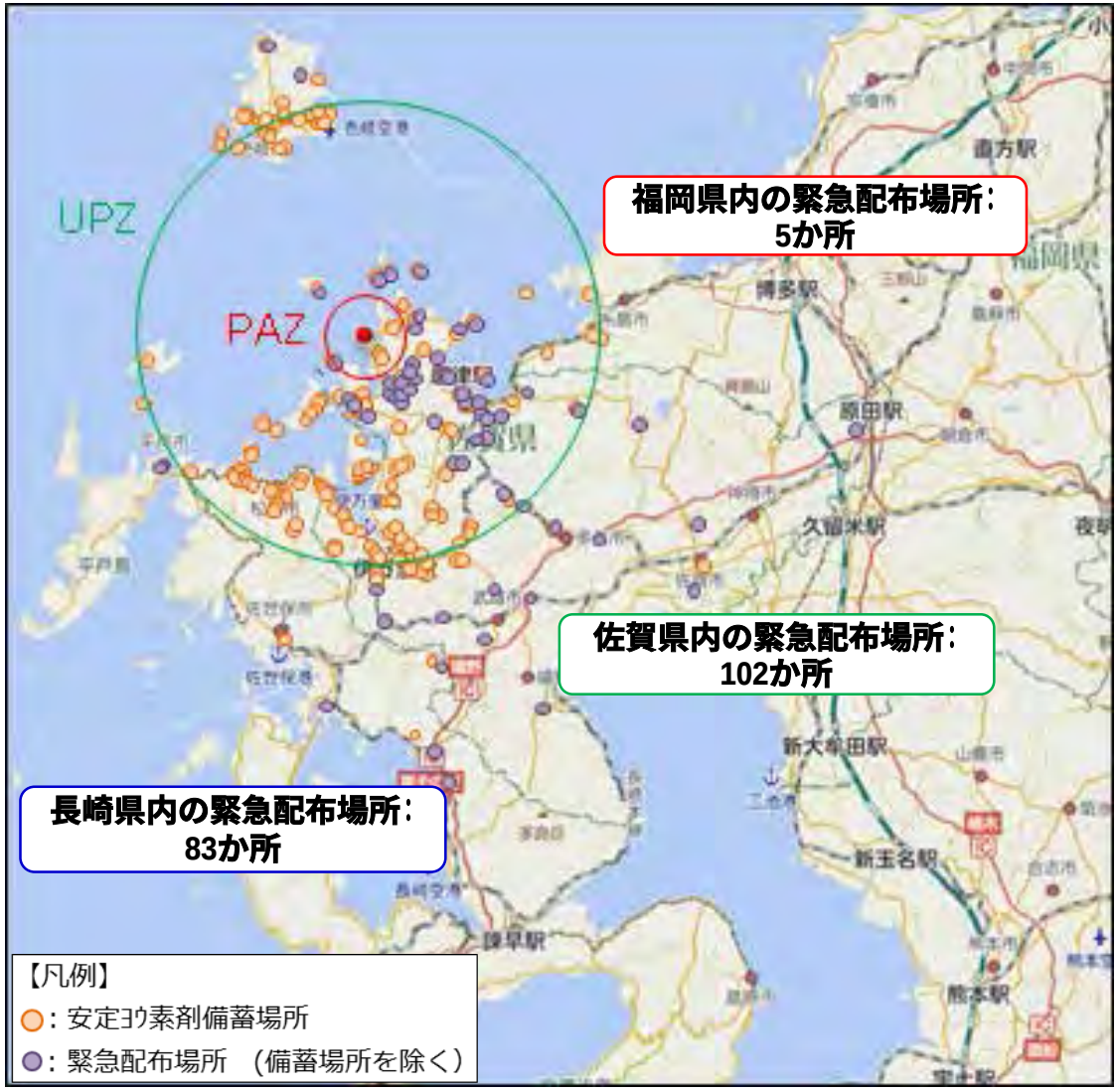

安定ヨウ素剤備蓄場所

佐賀県：72か所
長崎県：78か所
福岡県：5か所

安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

- 佐賀県：計102か所
  （集合場所、避難経路上、
  避難退域時検査場所で緊急配布）
- 長崎県：計83か所
  （備蓄場所、救護場所で緊急配布）
- 福岡県：計5か所
  （備蓄場所で緊急配布）

3－21　避難退域時検査場所の候補地の設定

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø佐賀県、長崎県、福岡県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や地域の道路事情等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。

避難元県・市町		検査場所
佐賀県	玄海町	多久市陸上競技場
	唐津市	杵藤ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 他5施設
	伊万里市	有田中央公園 他4施設
長崎県	松浦市	波佐見町体育ｾﾝﾀｰ・ 波佐見町総合文化会館他3施設
	佐世保市	三川内地区公民館 他1施設
	平戸市	平戸文化ｾﾝﾀｰ 他1施設
	壱岐市	勝本町ふれあいｾﾝﾀｰ かざはや他1施設
福岡県	糸島市	福岡市民体育館 他47施設

3－22 避難退域時検査場所における活動基本フロー

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- Ø 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。

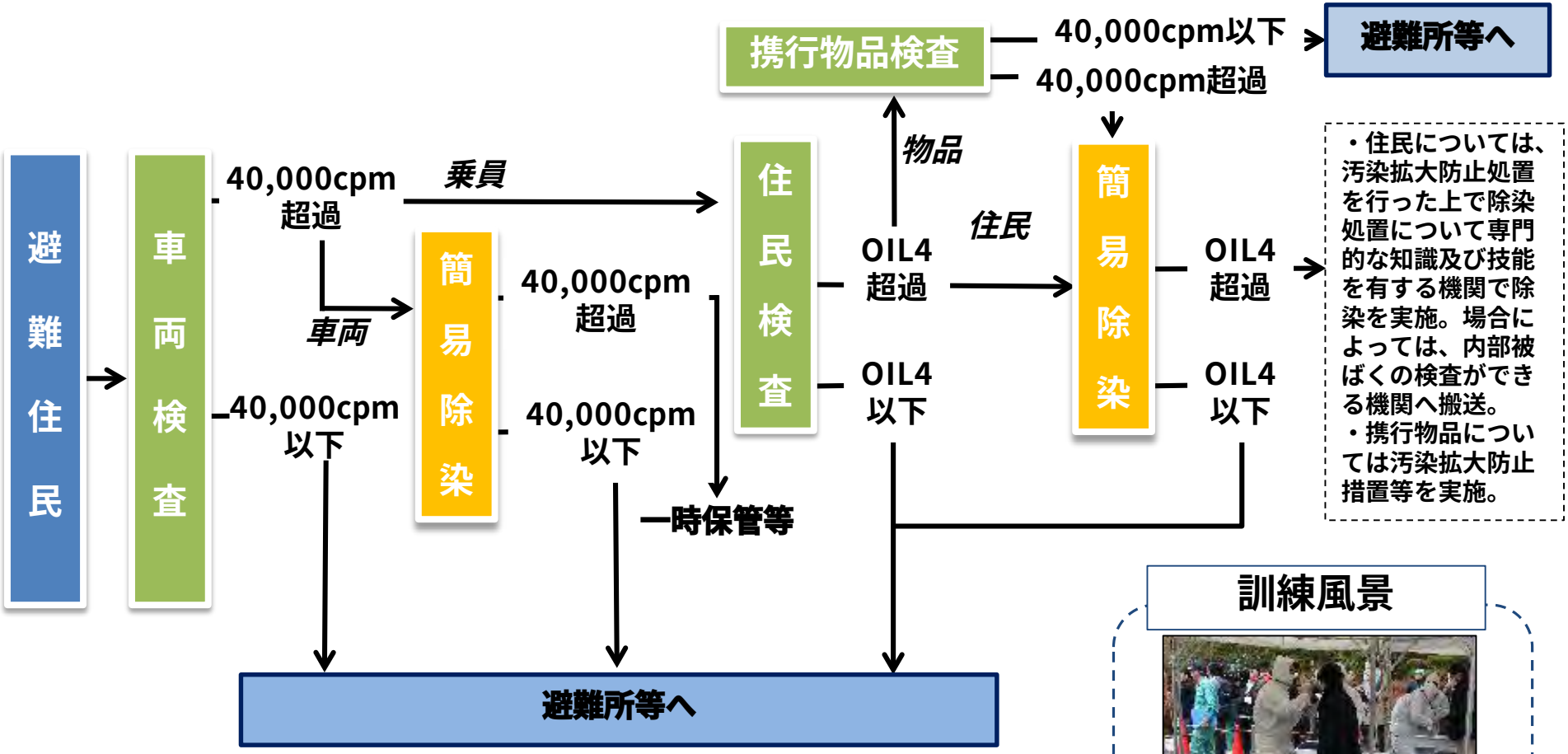

訓練風景

※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・ 汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

3－23 自然災害等により避難経路等が使用できなくなった場合の対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø **自然災害等により、避難経路等が使用できなくなった場合**は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、**実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施**。

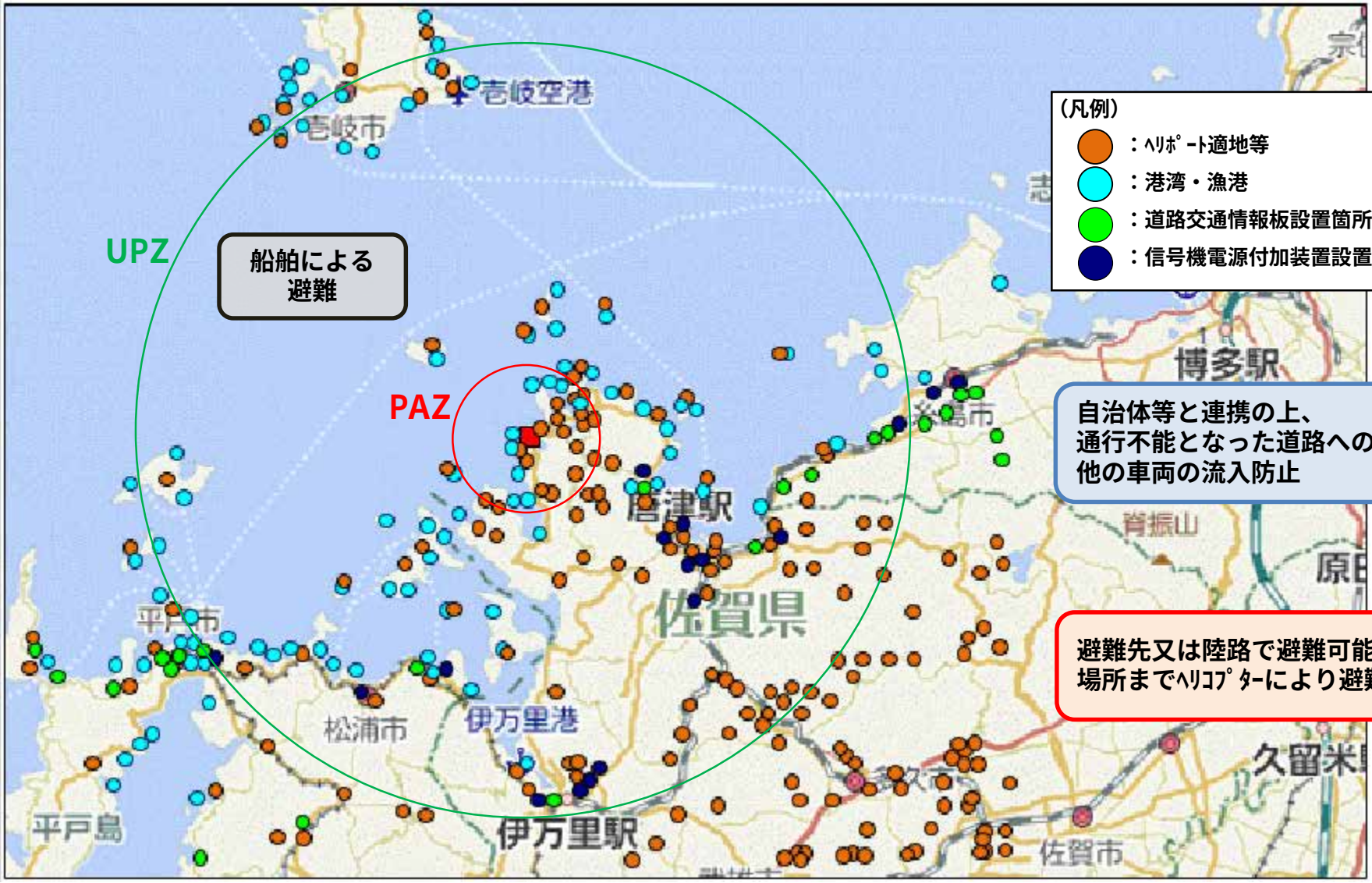

１．内閣府（原子力防災）について

２．原子力災害時における国・自治体の体制

３．地域防災計画の充実に向けた取り組み

４．地域防災力向上に向けた更なる取り組み

4　地域防災力向上に向けたさらなる取り組み

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

u **玄海地域原子力防災協議会**等を通じて、**国と関係自治体が一体**となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を**全面的に支援**していく。

u 国や関係自治体が実施する**原子力防災訓練**で明らかになった**教訓事項を抽出**し、各自治体の地域防災計画、避難計画に**反映**させていく。

u 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて**財政的な支援**を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も訓練等を通じて、国と自治体が一体となって継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。